

POLICE 通信

浦郷警察署 6-0121

こんにちは！浦郷警察署です。
今回は**交通事故**についてのお話です。

歩行者の交通死亡事故の多くが道路横断中に発生！

運転者 歩行者の通行妨害

歩行者 横断歩道外の横断

自動車と歩行者の事故で、歩行者が死亡した事故(平成27年～令和元年計)

その他の事故

道路横断中に発生 **約7割!**

運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守ることが重要です!

▼ 歩行者優先と正しい横断のポイント

運転者の歩行者優先義務

横断歩道接近時は減速
横断歩道の手前で停止できる速度で進行しましょう。

◇マークに注意
横断歩道又は自転車横断帯があることを示す標示です。

横断歩道では停止
横断している、又は横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

歩行者の正しい横断

横断歩道を利用
横断歩道が近くにあるときは、必ず利用しましょう。

危険な横断をしない
車両等の直前又は直後の横断、斜め横断、横断禁止場所での横断をしない。

気を付けて歩きましょう

暗くて見えにくい「夕暮れ・夜間」に注意!

交通死亡事故は17時台から19時台の夕暮れ・夜間に多く発生。

運転者と歩行者の夕暮れ・夜間の交通安全対策

運転者 前照灯の早め点灯
ハイビームの上手な活用

歩行者 明るい服装
反射材用品やLEDライト等の活用

注意

©藤子スタジオ / 笑っせえるすまんNEW製作委員会

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

厚生労働省・島根労働局・ハローワーク

宝くじ助成事業で防災資機材を整備しました！

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業で、一般財団法人自治総合センターが助成するものです。

大津区では、宝くじ助成事業の採択により、円滑な自主防災活動を行うことを目的とし、以下の資機材を整備しました。

- 防災倉庫 1棟
- 掛矢 1本
- スコップ 2本
- つるはし 2本
- 斧・鍬・鉋・鎌 各2本
- リヤカー 1台
- ブルーシート 5枚
- のこぎり 2本
- バール 1本
- ハンマー 2本
- しの 2本
- 作業灯 2個
- ペンチ 2本
- 発電機 1台
- チェーンソー 1台

